

公開・非公開 の別	【開催日】平成28年8月25日(木) 【時間】10時00分～11時45分 【場所】岸和田市役所 第2委員会室	【傍聴人数】0名 【傍聴室】岸和田市役所 第2委員会室
公開		

【名称】平成28年度第1回岸和田市指定管理者審査委員会

○は出席、■は欠席

中川	山本(宏)	相川	池内	山本(政)
○	○	○	○	○

《説明員》

《事務局》企画調整部：黒石部長

企画課：藤浪課長、藤井参事、井元担当員、濱口担当員

【議題等】

- 1.モニタリングについて
- 2.モニタリング書類審査
- 3.ヒヤリング対象施設の選定について
- 4.その他

【内容】

1.モニタリングについて

事務局：平成26年4月に改正した「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」において、指定管理者審査委員会は、モニタリングチェックシート等の資料に基づき、市や指定管理者が行ったモニタリングについて、第三者的立場から適正に実施されているか検証を行い、市に意見・助言等を行うこととしている。

今年度のモニタリングについての審査委員会は2回を予定している。本日は、今年度のヒヤリング対象施設を選定いただき、その後に、その他の施設について書類による審査をお願いしたい。ヒヤリング実施日については、改めて日程を調整させていただき予定をしている。

モニタリング審査を実施するにあたり、次第の1として、昨年度、本委員会でもいただいた意見を受けて、モニタリングの考え方について整理をしたので「資料1」に基づき説明する。

(事務局より資料1について説明)

質疑・意見概要

【労務管理チェックリストについて】

委員：指定管理者制度導入施設は21施設あるが、そのうち従業員が常時50人以上かそれ未満かで、指定管理者へのヒヤリング項目が違ってくると思うが、従業員の人数は把握できているのか。

事務局：事務局ではおおよその数字しか把握していないが、施設所管課は把握している。市民団体の場合は従業員が10名以下のところがほとんどであるが、大企業の場合は50人以上である。

委員：浪切ホールや五風荘、やすらぎ荘などは50名以上の労働者を抱えていると思うが、50人未満でチェックの必要のない項目がある場合はどうするのか。

事務局：この労務管理チェックリスト(案)は、各項目に該当するかどうかをチェックし、該当する項目について採点するという形式になっている。

委員：労働保険・社会保険の項目があるが、この中に労災保険の文言も入れる必要がある。その他の労務管理については、このチェックリストで概ね把握できると思われる。指定管理者の労働者の人数を把握したうえで、運用されたい。労働者の出勤簿やタイムカード等はチェックされて

いるか。

事務局：所管課が現場でのヒアリング等で確認している。

委員：労務管理チェックリスト（案）の13番に是正勧告書の項目があり、その中に評価の着眼点について「労基署から指摘を受けたが、適切に対処した。」という文言があるが、このチェックリストだけだと、どのように対処したのか具体的にはわからない。このチェックリストとは別に、労基署からどのような指摘を受け、どのような対処をしたのか明記されたい。

【指定管理者に対する研修機会の提供について】

委員：前回の審査委員会が出された意見に対する今後の進め方についてだが、前回の審査委員会において「人権、コンプライアンス、リスクマネジメント、内部通報について、指定管理者に研修の機会を提供してはどうか」という意見が出され、それに対する今後の進め方として「指定管理者とすることのメリットを十分に引き出しつつ、公平かつ安定的な管理運営を行えるよう、所管課と協議し、工夫してまいります。」と資料1に記載されている。これは意見に対する回答になっていないが、要するに指定管理者に対する研修は行わないということか。

事務局：市民団体など、研修の機会を設けることが難しい団体を考慮して意見をいただいたと思うが、団体又は所管課によっては、市内での研修等を活用しているところも見受けられたため、まずは研修機会等の情報を共有し、工夫してもらおうというところから始めたい。改めて市が指定管理者を対象に研修をするということは、この制度の趣旨に反するところもあると考えている。

【モニタリングチェックシートについて】

委員：モニタリングチェックシートにおける総合評価の得点率を改める案についてだが、単純に数字の合計だけで判断してよいものかと感じた。ごくごく基本的なところ、例えば履行確認欄の「施設の設置目的に沿った事業展開を実施しているか」という項目についての評価が、2ないし1であっても、他の項目の点数が高ければ総合評価はAとなる。単純な数字の合計だけではなく、基本的で重要な項目について低評価であった場合に、総合評価を下げる仕組みが必要と考える。

委員：基本的で重要な項目については、配点を高くするということか。

委員：重点項目について配点を高くするというのも一つの工夫であるが、低評価の項目が1つ2つある場合に総合評価も下げるといった採点基準があってもよいのではないか。

委員：単純平均ではなく、必要条件に関する要素の項目の点数が低ければ総合評価も低くすること、必要不可欠である資質に関する項目の条件を厳しくするということか。

事務局：「履行確認の評価」「サービス水準の確認の評価」「事業収支の確認評価」において、1つでもC評価がある場合は、総合計点数にかかわらず、総合評価も必ずC評価とするとしている。この運営については今後も継続していく考えである。

委員：重点項目の採点が低い具体的な例として、産業会館は施設の設置目的に沿った事業展開を実施しているかという項目で2点となっている。だが得点率で86.7%となっているため総合評価はA評価となっている。

委員：心技館もこの評価は3点となっている。

委員：こういった施設は無条件にC評価となるような評価方法も検討するべきと思われる。

委員：採点方式というのは客観性を担保するための、有効な手段であると考え。客観性と主観性のバランスを考慮したときに、最終的な評価を主観的な評価で変えてしまうのはいかがかと思う。そういったことを踏まえたとき、採点時におけるルールが重要となってくるため、ここで委員会としての意見をまとめたらどうか。

委員：それでは評価項目のうち一つでも1点や2点の評価があった施設については自動的にB及びC評価となるということでしょうか。

委員：それも一つの考え方ではあるが、すべての項目ではなく重点項目を絞り込んだほうがよいのではないかと。

委員：3つくらいの項目で良いと思う。

委員：根本的な項目で言うと設置目的、これは外せないと思う。

委員：法令順守の2項目についても外すことはできない。

委員：チェックリストの1 履行確認の4つの項目については全面的に適用するか。

委員：履行確認については施設の設置目的に沿った事業展開を実施しているかという項目のみでよいのではないかと。

委員：サービス向上のための方策等の7つの項目のうち、「市との事前協議を行わず、かつ正当な理由もなく、施設の一部を閉鎖したり、設備の使用を中止したりしていないか」という項目についても外せない。また履行確認のその他「指定管理者の応募資格に抵触する事項は発生していないか」という項目は評価以前の問題であるが、評価するのであれば重点項目となるであろう。

事務局：意見が出された項目は「施設の設置目的に沿った事業展開を実施しているか」「個人情報の漏えい、滅失、改ざんを防ぐための必要な措置を講じているか」「法令遵守に対する取組がなされているか」「指定管理者の応募資格に抵触する事項は発生していないか」「市との事前協議を行わず、かつ正当な理由もなく、施設の一部を閉鎖したり、設備の使用を中止したりしていないか」、これら5項目ということでしょうか。

委員：了

委員：今出た5つの項目については、別枠で評価し、この項目が2以下であればB、C評価となることを記載されたい。

2.モニタリング書類審査

(委員協議の結果、全施設のモニタリングを実施後、ヒアリング対象施設を選定することを決定)
(事務局より資料3について説明)

質疑・意見概要

【自泉会館】

委員：自泉会館だけではないが、チェックシートの採点においては協定書に沿った運営が行われている場合は4点、協定書の記載より優れた取組が行われた場合には5点をつけるということになっているが、その他の「労働法規等を順守した適正な労務管理がなされているか」という項目については5点となっている施設が多い。これは4点ではなく5点でいいのか。

事務局：今回のこの項目の評価については、労務管理チェックシートがまだ出来上がっていないため、法令の遵守ができていないかの判断で採点を行っている。この項目については5点か1点かの判断となる。

委員：総合評価はAとなっている。特に問題はないか。

委員：了

【浪切ホール】

委員：チェックシートの施設の利用状況についてだが、利用者数は3力年で見たととき減少傾向にあるが、その推移の理由の記述が「大ホール、小ホール、交流ホールの利用件数・利用者数が増加したため。」となっている。これは誤りではないか。

委員：平成26年度と単年度で比較すると微増となっている。

事務局：平成27年度と平成26年度を単年度で比較して記述したものかと思われるが、所管課に確認のうえ修正する。

委員：過年度の数字を記載する項目については、直近のものから順番に記載するのか、またはその逆なのか、全施設で統一されたい。

委員：チェックシートにおいて、「サービスの質を落とさない適切な人員体制となっているか」の項目の採点が3で、評価理由が「サービス低下の苦情はないが、特に夜間は窓口・入電に対して、即、応じられないことがあった。特に規模の大きい施設だけに、人員体制に課題あり。」とある。しかし「労働法規等を順守した適正な労務管理がなされているか」の項目が5点となっている。これらは矛盾しているのではないか。評価項目を個別にみればこういった評価になるのかもしれないが、個人的には少し不自然だと思う。

委員：サービスの質を落とさない人員体制の項目については昨年も3点で、同じように指摘されているにもかかわらず、改善されていないのはいかがかと思う。

委員：施設の設置目的の項目の評価理由について「市民文化の創造を図り、交流の促進に資するという施設の設置目的に沿った事業展開を行っている。」と記載されているが、これでは問題がある。岸和田市には岸和田市文化振興条例に基づく文化振興計画がある。その文化振興計画に沿って浪切ホールがどのような役割を担っているのか、そしてその役割を果たすために指定管理者に対してどのような事業を行うことを指示しているのか、指示した事業以外を自主事業とし指定管理者は利用料金でどのようにして収益改善を図ろうとしているのか、このように非常に細かい区分があるはずだが、その区分に基づく評価判定をしたとは見受けられない。以前所管課に対して文化振興条例及び文化振興計画と整合性が取れているのかどうか報告を求めたが、口頭での報告のみだった。だからこの問題については継続的に問題意識を持っていることを、所管課にはお伝え願いたい。事業が指定管理者に丸投げになっているのではないかと感じる。指定管理者側から公益的事業まで提案してもらって、それをもって自主事業というのは論理矛盾である。市から公益的な指定管理事業を明示してもらいたい。そうでないとこの施設の評価はできない。改善しないかぎり毎年指摘する。

委員：収支報告書において849万円ほどの赤字を計上しており、自主事業の歌舞伎関係の赤字が大きい。大きな赤字を計上してまで市として力をいれて取り組むべき事業なのか。その根拠については先ほど委員が述べたとおり、文化振興計画にあるべきである。その点はしっかりと議論されたい。

【岸和田市営旧港地区立体駐車場】

委員：労務管理についてだが、この施設は指定管理者から他の業者に業務委託しており従業員はいないはずだが、チェックシートにおいて「管理業務に従事する職員について、適正に労務管理していることを確認。」と記載されている。管理業務に従事する従業員がいるということなのか。人件費にもそれらしきものは記載されていないので本当に従業員がいて、その労務管理が適正にされているのか疑問が残る。

委員：これに関しては所管課に確認の上、次回の審査委員会にて報告していただきたい。

【産業会館】

委員：昨年度指摘した利用者アンケートの強化については、次年度以降改善を図ると記載されているが未だ改善がされていないということか。これについては引き続きチェックをお願いしたい。

委員：アンケートに関しては、前年度指摘したが1点と全く改善されていない。また「地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか」の項目については、具体的にどのような団体

と連携しているのか記載されたいと指摘したが、それについても記載されていない。しっかりと改善されたい。

【福祉総合センター】

【岸和田市立高齢者ふれあいセンター朝暁】

委員：法令遵守に対する取組については、評価が3点となっており、所管課からの指導のみで、研修などの取組の実施はなされていないと記載されている。社会福祉協議会は規模も大きいのでそれでは不十分である。

委員：「定期的に市と連絡会議を行っているか」の項目については評価が1となっている。会議が全く行われていないということか。これに関しても改善されたい。昨年度は評価は4であった。

委員：その項目に関する記載が気になる。「連絡会議と称する明確な会議体はないが、必要に応じ、適宜会議を行っている。」とあるが、チェック項目の解釈を厳密に捉えすぎているのではないか。

委員：必要に応じ適宜会議を行っているならば問題ないと思われるが、チェック項目にある「定期的に」という文言が気になったのか。

委員：定期的に会議を行うことに意味があるとは思えない。必要に応じ行っているならば問題ないと思われる。

事務局：所管課と社会福祉協議会は頻繁に行き来をしているため、まったく意思疎通ができていないということはないと思う。

委員：チェック項目の記載を「定期的に（必要に応じて）」というような記載に変更してはどうか。

委員：会議はしているが、指定管理者としてどのように運営を進めるのか、といった話題が無いということではないか。福祉総合センターについては、このような会議の形でカバーできるのかもしれないが、ふれあいセンター朝暁に関しては特化した施設であるため、指定管理者として利用者の話などの定期的な報告が必要なのではと思う。

事務局：評価が1である理由については、所管課に確認したうえで報告する。

【浜老人集会所】

委員：公共料金の領収書等が資料でついているが、最後の決算がどのようになったかがわかりにくい。収支の報告はあるが内訳についても記載されたほうがよい。大きな金額が動いているわけではないと思うが。

委員：昨年、運営実態が反映された適正な評価とは言い難いとの指摘をしたが、これについては改善されたということか。だんじり祭の前は閉館しているとの話もあったが、報告書を見るとどの月も万遍なく利用者がある。協定書を見ると以前は記載されていた開館時間等の記載がなくなっていると思われるが、これは実態に合わせて仕様書を変更したということなのか。一般的には開館日数や開館時間を記載しているものが多いと思うが。

事務局：所管課に確認する。

【だんじり会館】

委員：従業員の業務従事割合の資料があるが、だんじり会館主任とだんじり会館職員は従事割合が指定管理は0で事務局10となっている。人件費については結構な額が計上されているが、これらの人は指定管理に関する業務は一切していないのか。金額との整合性が無いように思われる。岸和田城の職員については従事割合が指定管理10で事務局0となっている。

事務局：人件費を指定管理にかかわる業務として計上しているかどうかを所管課に確認する。

【市営駐車場】

委員：この施設については指定管理者がシルバー人材センターに業務委託していると思うが、労務管理について評価されている。人件費の記載はないが従業員がいるのか。

委員：再委託についての項目に関しても、委託している業務は主たる業務ではないという解釈でよいのか。

事務局：シルバー人材センターに業務委託をしてはいるが、全てを任せているわけではないということだと思われる。

委員：駐車場の管理というのは主たる業務ではないのか。解釈を誤っているのではないか。

委員：だんじり会館と一体運営しているのであれば駐車場は主たる業務に当たらないが、分けて評価している以上、これは主たる業務の再委託となるのではないか。

事務局：ご指摘いただいた点を所管課と整理する。

【岸和田城】

委員：質問事項等なしでよろしいか。

委員：了

【五風荘】

委員：売上は順調に伸びている。顧客データの管理についても改善されているようで良くなってきていると思う。

事務局：事前に質問いただいていた事項について、資料を付けているのでご覧いただきたい。

委員：本部経費が少し多いように思えたので事前に質問した。資料を見ると金利の支払いが多く、会社そのものが相当高い金利で資金を調達しているのではないか。

事務局：資料の補足説明をさせていただくと、金利の額については、がんこフードサービス株式会社の全体の金利を按分しているとのことであった。本社では建物の構造と面積を鑑みて、原状回復するために必要とされる経費を金利という項目で取り扱っているとの説明を受けている。建物に万が一のことが起きた場合のためのリスク負担のようなものであるとのこと。

委員：妥当性があればいいとは思いますが、一般的にその費用を計上している事例を見たことが無い。その内容であれば金利という表現に合致しないのではないか。

委員：指定管理者制度導入時に、同社が内装工事費用等を負担したのか。

事務局：同社が負担した。また、この施設は市から指定管理者に指定管理料を支払っていない利用料金制をとっている施設である。

委員：この点についても確認し、次回の審査委員会にて報告されたい。

【まちづくりの館】

委員：入場料収入等が落ち込んでいるが原因は何か。

事務局：この施設については目的外利用についてのみ使用料を徴収しているので、目的外利用が少なかったと解される。

委員：「労働法規等を順守した適正な労務管理がなされているか」の項目が5点となっており、その理由に「とりわけ健康面の配慮がなされている。」との記載があるが具体的にどういった取組がなされているのか。

事務局：所管課に確認する。

委員：この施設は専属の従業員が1名で、その他はシルバー人材センターの方が受付等を行っている。この評価の文言では、従業員1名の方の健康面の配慮がなされているということになると思うが、どういうことなのか確認されたい。

【牛滝温泉やすらぎ荘】

委員：質問事項等なしでよろしいか

委員：了

【二の丸広場観光交流センター】

委員：3年間の推移をみると客単価がすごく落ちている。収支についても赤字となっていることから、指定管理の期間が終了すれば現在の指定管理者は撤退する可能性が高いのではないか。

委員：オープン当時は盛況であったが、最近ではサービスの質を問う声もよく聞く。実際に利用しても客数はまばらである。またアンケートについては実施されているのか。アンケートは実施されているということであるが、自分が利用したときにアンケート調査を受けたことが無い。そのあたりも確認されたい。

【大沢山荘】

委員：履行確認の項目の採点に1があり、その理由が「夜間、管理者不在の場合は、電話が事務員に転送される。」と記載されている。管理人手当が支払われている以上、この管理運営ではよろしくないのではないか。この点については何年も前から指摘しているが改善の兆しが見えない。改善するつもりはあるのか。労務管理についても高評価となっているが、管理人が不在の時の取扱いなど、どのような管理が行われているのか。

委員：地域や関係機関との連携の評価項目が5点となっているが、そもそもこの施設の指定管理者は自治会なので、それ以外のNPO等とも連携されたいと以前指摘したが、それが徹底されて5という評価になったのか。もしその点が改善されていないのであれば、5の評価は高すぎるのではないか。

事務局：所管課に確認する。

委員：事業面での有識者の協力を得ているということはわかるが、施設運営面において、NPO等の協力を仰ぐなどの取組をしていないのに5点というのはいかがなものか。またチェックシートの採点において、1点という項目が2つもある。これについては、合理的かつやむを得ない事情があるのであれば、協定書や仕様書を変更するべきである。この施設についても次回の審査委員会で報告されたい。

【市営自転車等駐車場】

委員：日本駐車場工学研究会が管理している。しっかりとした運営がなされている印象がある。

委員：質問事項等なしでよろしいか。

委員：了

【都市公園】

委員：指定管理料が平成26年度と比べて増加しているが、これは問題ないのか。

事務局：都市公園などは指定管理期間の途中でも整備などが行われれば、指定管理料は増加するが、詳細については所管課に確認し、次回報告する。

委員：都市公園、児童遊園、中央公園、総合体育館で混在しているように見受けられるため、人員配置を明確にされたい。

委員：だんじり会館のモニタリングでも指摘したが、複数の施設にまたがって管理している場合には、全体の組織図及び従事割合とその経費を明記した資料を添付していただきたい。

【児童遊園】

委員：質問事項等なしでよろしいか。

委員：了

【中央公園】

委員：都市公園や中央公園では、有料施設の一部の利用者に対して、アンケートを行ったとチェックシートに記載されているが、その結果の資料はないのか。

事務局：アンケート調査の結果については、現在内容を精査中とのこと。所管課に確認をとり次回審査委員会にて報告する。

委員：この施設に限らず、アンケートを取っている施設については、その結果の資料を添付願いたい。他の自治体ではアンケートを義務付けているところもあり、その結果をチェックシートとともに資料として提出しているところもある。施設によって変わってくる部分もあるが、アンケートの内容については「施設に対する評価」「従業員の対応に対する評価」「サービス内容に対する評価」、これらは必要不可欠な項目である。

【総合体育館】

委員：昨年、かつてレストランがあった場所を、軽運動ができるような貸しスペースに改装するという話があったと思うが、それはどうなったのか。

事務局：所管課に確認し報告する。

【心技館】

委員：チェックシートの指定管理料の額と、報告書の指定管理料の額が相違しているがこれはどういうことか。

事務局：チェックシートの記載は誤りで、報告書の記載が正しい。

委員：所管課と指定管理者との協議は紛糾したと聞いている。公の施設であるにもかかわらず独占的に使用していることから、外部の者も運営に参加させるといったことや、電話を設置して予約受付を行うなどの改善策が選定委員会の時に指定管理者から提示されたと思う。しかし実際の運営を見てみると未だ特定の団体への優遇措置があり、また運営に関する研修等も行われていない。そのうえアンケートさえも取っていない。選定委員会で約束された運営と実際の運営が違っているにもかかわらず、A評価となるのはいかなるものか。

委員：この施設がA評価であるわけがない。

事務局：先ほど委員より指摘いただいた受付対応については、今年度から窓口を人員を配置する取組を行っている、所管課から聞いている。平成27年度の取組には間に合わなかったという面もある。指摘いただいた、評価点の妥当性については再度担当課に確認をとる。

委員：優遇措置が行われないように仕様書を変更し、それが平成27年度より適用され利用料金収入も増加しているが、未だに優遇措置については改善されないのか。

委員：優遇措置が行われないように規則を変更したはずであるのに、優遇措置に関する項目の評価が1である理由を確認されたい。

委員：以上モニタリングで意見された指摘事項について、次回の審査委員会にて回答願いたい、とりわけ意見提起された委員にはまず個別に回答されたい。

3.ヒアリング対象施設について

(事務局より資料2について説明)

質疑・意見概要

委員：過去にヒアリングを実施した施設については、実施対象とならないということか。

事務局：以前の取決めによると、前年度ヒアリングを実施した施設は対象外としている。具体的には、都市公園、児童遊園、中央公園、総合体育館については今回ヒアリング対象外となる。

委員：規模が小さいところについては、積極的にヒアリングを行う必要はないと考える。浪切ホールについては前年度と指定管理者が一部替っているので、ヒアリング対象施設とするのは妥当かどうかかわからないが、今回ヒアリングをしたい。だんじり会館は、今までヒアリングを行ったことがないため実施したい。

委員：だんじり会館と市営駐車場、そして福祉総合センターをヒアリング対象としたい。浪切ホールについては、次年度以降ヒアリングを行いたい。

委員：福祉総合センターとだんじり会館・市営駐車場をヒアリング対象施設としたい。

委員：産業会館については長年同一の指定管理者で、昨年でのモニタリングでの指摘事項が改善されていないため、ヒアリング対象としたい。また、観光課が所管している施設については問題が多いように思えるので、観光課に対してヒアリングを実施したいという思いがある。

委員：産業会館については同じ団体が指定管理者ではあるが、今年より新たな指定管理期間が始まったため、ヒアリングについては次年度以降でよろしいのではいか。

委員：委員の意見を集計すると、福祉総合センターが2票、だんじり会館及び市営駐車場も2票ずつ、浪切ホールが1票となっている。これを所管課別に分けると福祉政策課所管、観光課所管、文化国際課所管の施設に分けられる。モニタリング対象施設は2施設が限度であるのか。

事務局：時間の都合上、対象は2施設ということで運営されてきたと思う。だんじり会館と市営駐車場を観光課から一括で説明させていただくことであれば可能であると思われる。

委員：福祉総合センターについては平成29年8月31日まで指定管理期間が延長されている。

事務局：後ほどスケジュールを報告するが、施設の全面建替えに伴い、今年度、新福祉総合センターの指定管理者の選定基準等の審査を行っていただく予定である。

委員：全面的にリニューアルするのであればヒアリングについては実施しなくてよいのではないか。

委員：それでは対象施設を決定する。今年度は浪切ホールとだんじり会館及び市営駐車場ということによろしいか。また産業会館については来年度ヒアリングを行うということによろしいか。

委員：了

4.その他

事務局：今年度の審査委員会の開催予定について説明する。資料2のように、福祉総合センターの全面建替えに伴い、現在の指定期間が、来年度の8月31日までとなっている。このため、今年度の10月頃に評価基準の審査、3月頃に候補者の審査をお願いしたいと考えている。また、ヒアリング対象施設については、10月頃開催の委員会にて、併せてヒアリング実施をお願いをしたいと考えている。

委員：只今の件について、委員のみなさんからご質問などないか。他に質問などがなければ、これにて平成28年度第1回指定管理者審査委員会を閉会する。